

諸外国における一般著作物の保護期間の変遷

西暦	条約	日本	米国	英国	フランス	ドイツ	スペイン	オーストラリア	
			1790年 Copyright Act 発行後14年 (更新で14年の延長が可能)	1710年 アン・アクト法 発行後14年間 の印刷の独占権	1791年 上演に関する法律 死後5年間 1793年 複製に関する法律 死後10年間	1844年法 死後20年 1854年法 死後30年 1866年法 死後50年	1837年 プロシア法 死後30年		
1886	ベルヌ原始条約	各国の現存保護期間の相違を踏まえ、保護期間については期間を定めず、各国法によることとし、コンパリゾン規定(実体的相互主義)を採用。						1879年 死後80年	
			発行後28年 (14年更新可)	発行後42年 (死後7年)	死後50年	死後30年	死後80年		
		1899年 旧著作権法 死後30年							
1908	ベルリン改正条約	原則として 死後50年 とするが、50年を認めない国では、保護期間は、本国法により、かつ、本国法の定めた期間を超過することを得ないとされた。							
		→死後50年に設定	1909年 発行後28年 (更新で28年の延長が可能)	1911年 Copyright Act 1911 死後50年 (後半25年は有償公有public domain payant)					
1928	ローマ改正条約	死後30年		死後50年	死後50年	死後30年 1934年 死後50年	死後80年		
1948	ブラッセル改正条約	死後50年 主義を確立(日本、ドイツ、オーストリアは不参加)。			死後50年	死後50年	死後50年	死後80年	死後50年
		1962年 死後33年 1965年 死後35年		1956年 Copyright Act 1956 死後50年		1965年 Authour's Right Law 死後70年			
1967	ストックホルム改正条約								
		1967年 死後37年 1969年 死後38年 1970年 著作権法 死後50年							
1971	パリ改正条約								
			1976年 新著作権法 死後50年 (78年1月1日以後の著作物)、既存の著作物は発行後28年に更新期間を47年に延長:合計75年		1992年 知的財産権法典 死後70年		1986年 EC加盟		
				1993年 EU Directive 死後 70年					
			1998年 Sonny Bono 著作権保護期間延長法 死後50年→70年 、無名・変名・職務上著作物 発行後75年→95年 に延長	1995年 著作権の保護期間の規則 死後70年 (条件付きで、95年12月31日以前に公有の著作物の権利復活)			1996年 死後70年	2005年 死後70年 (米豪FTA締結による延長の必要性)	